

リフォームの優遇税制を受けるための手続きと必要な書類

リフォームに関する減税を受けるためには、必要な書類を準備して申告する必要があります。
改修工事の領収書など個人で保管してあるものだけでなく、新たに取得する必要がある書類もあります。申請する減税制度によって必要書類は異なりますので、注意が必要です。

税制優遇を受けるための手続きと必要な書類

支援制度	必 要 な
住宅ローン減税	住宅借入金等特別控除額の計算明細書 住民票の写し 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 家屋の登記事項証明書、請負契約書の写しなど（家屋の床面積、増改築等の年月日、費用の額を明らかにする書類） 補助金等の交付を受けている場合は、その額を証する書類の写し 住宅取得等資金の増与の特例の適用を受けている場合には、その額を証する書類の写し 建築確認済証の写し、検査済み証の写し、又は増改築等工事証明書 給与所得者の場合は、勤務先から交付を受けた源泉徴収票（原本）
ローン型減税	省エネリフォーム バリアフリーリフォーム 三世代同居リフォーム 増改築等工事証明書（定められた書式に建築士等が記入） 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 住民票の写し（バリアフリーリフォームの場合は要介護認定若しくは要支援認定を受けている者、障害者に該当する者又は65歳以上増改築等に係る借入金の年末残高等証明書 家屋の登記事項証明書、請負契約書の写しなど（家屋の床面積、増改築等の年月日、費用の額を明らかにする書類） 敷地購入に係る借入金等について控除を適用する場合は、登記事項証明書又はその敷地の分譲に係る契約書の写しなど 補助金等の額を明らかにする書類（バリアフリーリフォームの場合は、補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額 給与所得者の場合は、勤務先から交付を受けた源泉徴収票（原本） バリアフリー三世代同居 対象者が要介護認定又は要支援認定を受けている者の場合は、介護保険の被保険者証の写し 三世代同居改修工事等の証明書
	省エネリフォーム バリアフリーリフォーム 三世代同居リフォーム 増改築等工事証明書（定められた書式に建築士等が記入） 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 家屋の登記事項証明書など、家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類 工事請負契約書の写しなど、改修工事の年月日及びその費用の額を明らかにする書類 住民票の写し（バリアフリーリフォームの場合は、要介護認定若しくは要支援認定を受けている者、障害者に該当する者又は65歳以上補助金等の額を明らかにする書類（バリアフリーリフォームの場合、補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額 源泉徴収票（給与所得者） バリアフリー三世代同居 対象者（同居親族を含む）が要介護認定又は要支援認定を受けている者の場合は、介護保険の被保険者証の写し 前年分の所得税についてこの控除を適用している者で、新たに要介護・要支援状態区分が3段階以上上昇し、その年においても適用対三世代同居改修工事等の証明書
投資型減税	省エネリフォーム バリアフリーリフォーム 三世代同居リフォーム 住宅耐震改修証明書 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 家屋の登記事項証明書など、家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類 住民票の写し 補助金等の額を明らかにする書類 源泉徴収票（給与所得者）
	省エネリフォーム 固定資産税減額申告書 熱損失防止改修工事証明書 納税義務者の住民票の写し ※なお、申告する市区町村によって書類の名称や種類が異なる場合があるので要確認
固定資産税の減額	バリアフリーリフォーム 固定資産税減額申告書 納税義務者の住民票の写し 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの） 改修工事箇所の写真 改修に要した費用の確認ができる書類（領収書等） 補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を明らかにする書類 対象者（同居親族を含む）が要介護認定又は要支援認定を受けている者の場合は、介護保険の被保険者証の写し ※なお、申告する市区町村によって書類の名称や種類が異なる場合があるので要確認
	耐震リフォーム 固定資産税減額申告書（申告する市区町村にて取得） 固定資産税減額証明書又は、住宅性能評価書の写し 耐震改修に要した費用の確認ができる書類（領収書等） ※なお、申告する市区町村によって書類の名称や種類が異なる場合があるので要確認

優遇税制の詳細と、必要な書類、手続きなどの詳細は
(一社)住宅リフォーム推進協議会のサイトで確認することができます。



下記表の「定められた書式」については、下記アドレスから書式をダウンロードできます。
 ○ローン型減税（増改築工事証明書） http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax_reduction/zokaichikutousyomei.html
 ○投資型減税（増改築工事証明書） http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax_reduction/zokaichikutousyomei.html
 ○投資型減税（耐震）（住宅耐震改修証明書） http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax_reduction/taishinsyomei_syotoku.html
 ○固定資産税の減税（省エネ）（熱損失防止改修工事証明書） http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax_reduction/netsusonshitsuboushisyomei.html
 ○固定資産税の減税（耐震）（固定資産税減額証明書） http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax_reduction/taishinsyomei_kotei.html

書 類	取得先	手続き
	税務署 市区町村 金融機関 登記所（法務局）など	確定申告行う。
	勤務先	
上の親族と同居している者の場合は、同居親族についても表示されているもの）	定められた書式 税務署 市区町村 金融機関 登記所（法務局）など 登記所（法務局）など	確定申告行う。
を明らかにする書類）	勤務先	
	登録住宅性能評価機関など	
	定められた書式 税務署 登記所（法務局）など	
上の親族と同居している者の場合は、同居する親族についても表示されているもの） を明らかにする書類）	市区町村	
	勤務先	
象工事を行いこの控除を適用する場合は、介護保険法施行規則第76条第2項の規程を受けたことを証する書類	登録住宅性能評価機関など	
	定められた書式 税務署 登記所（法務局）など 市区町村	
	勤務先	
	市区町村 定められた書式 市区町村	3カ月以内に市区町村に申告する。
	市区町村 市区町村	
		3カ月以内に市区町村に申告する。
	市区町村 定められた書式	3カ月以内に市区町村に申告する。